

任期付職員の公募について

人事院関東事務局

1 公募職種

任期付職員（第二課・係員級）1名
(育児休業の期間中の代替職員)

2 勤務先

人事院関東事務局第二課
(埼玉県さいたま市中央区新都心1－1 さいたま新都心合同庁舎1号館6階)

3 任期

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(注) 採用日から6箇月間は、条件付採用期間となります。その間の勤務成績が良好なとき正式採用になります。

4 業務内容

- ・ 国家公務員採用試験の実施（資料の作成・読み合わせ、印刷・仕分け、重量物を取り扱う梱包・発送業務、試験官との打合せや受験者の誘導・対応等、長時間の立位・歩行や階段の昇降を伴う試験の実施補助等）
- ・ イベントの実施及び補助（企画、会場の設営（椅子・机等の移動等）、受付等）
- ・ 資料の作成及び印刷
- ・ 関係者・業者等との連絡・調整
- ・ パソコンによるデータ管理
- ・ 電話対応
- ・ 来客対応

5 応募資格

- (1) パソコン（Word、Excel、PowerPoint、Teams、Outlook 等）の操作ができる者
- (2) 日本国籍を有する者

※ なお、以下のいずれかに該当する方は応募できませんので、ご了承ください。

- ① 本人又はその親族（本人が扶養する親族又は本人と同居する親族）が人事院の行う試験を受験する予定がないこと。（国家公務員採用試験に係る業務を担当することから、試験の公正性確保のため課す要件となります。）
- ② 国家公務員法第38条に規定される以下の項目に該当する者
 - ・ 禁錮刑以上又は拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2

年を経過しない者

- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

6 給与

- (1) 採用時の俸給（基本給）は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）に基づき、職務経歴等を勘案して決定されます。なお、採用後の勤務実績等に応じて昇給（年 1 回）等があります。
- (2) 手当は、代表的なものとして以下のものがあり、職員の実情に応じて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）に基づき支給されます。
- ・ 地域手当（俸給等の 13/100）
 - ・ 扶養手当（子月額 13,000 円等）
 - ・ 住居手当（月額最高 28,000 円）
 - ・ 通勤手当（6箇月定期券等の価額（1箇月あたり最高 150,000 円）等）
 - ・ 超過勤務手当（正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給）
 - ・ 期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）

モデル給与例（高卒）

221,254 円（新卒者（高卒））～254,928 円（高卒後 5 年程度の職務経験を有する者）※地域手当を含む。

モデル給与例（大卒）

247,922 円～303,179 円 ※地域手当を含む。

参考：国家公務員給与試算ツール

https://www.jinji.go.jp/seisaku/page_00224.html

なお、上記で試算したものはあくまで目安です。実際の給与額は試算を下回ることがありますので、その点ご留意ください。

7 勤務時間

- (1) 勤務時間は、原則 1 日 7 時間 45 分で、土・日曜日及び祝日、年末 12 月 29 日～年始 1 月 3 日は休みです。（休憩時間：正午から 13 時まで）
※ 勤務時間法によるフレックスタイム制の適用有り。
※ 国家公務員採用試験・イベント実施日（土日祝）に休日勤務を行う場合有り。（年間 7～8 回程度）
- (2) 休暇は、年 20 日の年次休暇（令和 8 年 4 月 1 日採用の場合、15 日付与。）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、出産、忌引、ボランティア等）及び介護休暇があります。

参考：国家公務員の勤務時間・休暇制度等の紹介ページ

<https://www.jinji.go.jp/seisaku/kinmu/kinmujikankyuuka.html>

8 服務

国家公務員法（昭和22年法律第120号）等に基づき守秘義務や兼業制限などが適用されます。

9 応募要領

- (1) 以下①～③の書類（各1通）を郵送又は電子メール（PDF化した上でメールに添付。ファイル名は「【氏名】履歴書」のように設定。）により提出してください。

郵送の場合は、封筒に「任期付職員応募書類在中」と朱書きしてください。
電子メールの場合は、件名を「任期付職員応募（氏名）」としてください。

① 履歴書（要顔写真貼付）

② 職務経歴書（職務経歴書は職名だけではなく、各職名における職務の内容についても記載してください（A4判1ページ程度））

③ 作文「私が普段心がけていること」（必ず自筆で400字以上800字以内で作成）

- (2) 応募締切日は令和8年2月24日（火）（必着）です。

10 選考方法

履歴書、職務経歴書及び作文による第1次選考（書類選考）後、面接による第2次選考（令和8年3月2日又は3月3日を予定）を行い、合否を決定します。

第1次選考（書類選考）の後、第2次選考を行うこととなった方のみ、令和8年2月26日（木）までに第2次選考の日時、場所等をご連絡させていただきます。

なお、応募書類は返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。応募された書類の秘密は厳守し、当課において責任をもって処分いたします。

11 その他

- (1) 採用内定者に選考された場合、最終学歴等の卒業（修了）証明書、在籍した企業等発行の在職証明書及び日本国籍の有無を確認するための住民票記載事項証明書（様式は別途指定します。）を速やかに御提出していただきます。
- (2) 育児休業中の常勤職員の代替職員として常勤職員と同様の職責で職務遂行していただくことになります。
- (3) 人事院職員身分証としてマイナンバーカードを使用するため、勤務に当たつてはマイナンバーカードが必要になります。

12 連絡先

人事院関東事務局第二課 担当：西海、瀬尾

〒330-9712 埼玉県さいたま市中央区新都心1－1

TEL：048-740-2007

メールアドレス：jb★jinji.go.jp

（★を@に置き換えてください）

以 上